

# ① 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例

## 1 特例の要件や申告手続などの流れ

(平成21年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。)

### 相続開始前

#### 経済産業大臣の確認

相続開始前に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社が計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについての「経済産業大臣の確認」(※)を受けてください。

### 相続開始

#### 申告期限までの間

#### 経済産業大臣の認定

※ 「経済産業大臣の確認」は、原則として、次の「経済産業大臣の認定」を受けるための要件となっています。

相続開始後に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社の要件、後継者(相続人等)の要件、先代経営者(被相続人)の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」を受けてください。

相続税の申告期限までに、この特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

#### ◆ この特例を受けるための要件

##### 1 会社の主な要件

次の会社のいずれにも該当しないこと。

- (1) 上場会社
- (2) 中小企業者に該当しない会社
- (3) 風俗営業会社
- (4) 資産管理会社
- (5) 総収入金額が零の会社、従業員数が零の会社

##### 2 後継者である相続人等の主な要件

- (1) 相続開始から5か月後において会社の代表者であること
- (2) 先代経営者(被相続人)の親族であること
- (3) 相続開始の時において、後継者及び後継者と同族関係等がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

##### 3 先代経営者である被相続人の主な要件

- (1) 会社の代表者であったこと
- (2) 相続開始直前において、被相続人及び被相続人と同族関係等のある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと

##### 4 担保提供

納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

(注) 特例の適用を受ける非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

なお、担保の提供方法などについては、税務署にお尋ねください。

#### ◆ 相続税の申告期限

相続開始があったことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から10か月以内に、所轄税務署(※)に相続税の申告をする必要があります。

※ 通常は、被相続人の住所地を所轄する税務署となります。

会社が「経済産業大臣の確認」と「経済産業大臣の認定」を受けるための具体的な要件、並びにその手続については、最寄りの**地方経済産業局**にお尋ねください。

なお、「経済産業大臣の認定」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

また、**中小企業庁ホームページ**【[www.chusho.meti.go.jp](http://www.chusho.meti.go.jp)】においても関連する情報をご覧いただけますのでご利用ください。

「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が帳簿価額の総額の70%以上の会社やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社など一定の会社をいいいます。

この特例の対象となる「後継者」は、1つの会社につき1人に限ります。

「議決権数」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に相続が開始した場合の申告期限について

被相続人の遺産の中に非上場株式等が含まれており、かつ、その被相続人がその非上場会社の代表権を有していたなど一定の場合には、**相続税の申告期限が平成22年2月1日まで延長されます。**

### 相続税の申告期限

## 申告期限

(2ページからの続き)

### 納税猶予期間中 非上場株式等 の継続保有

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

#### ◆ 納税が猶予されている相続税を納付する必要がある主な場合

(1) 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税の全額と利子税を併せて納付します。

(2) 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税のうち、譲渡等した部分に対応する相続税と利子税を併せて納付します。

(注) 譲渡等した部分に対応しない相続税については、引き続き納税が猶予されます。

主な場合	申告期限後 5年以内	申告期限後 5年経過後
特例の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等(贈与を含みます。)した場合	A	B
後継者が会社の代表者でなくなった場合	A	C (※)
一定の基準日において雇用の8割を維持できなくなった場合	A	C (※)
会社が資産管理会社に該当した場合	A	A

※ 「C」に該当した場合には、相続税を納付することなく引き続き納税が猶予されます。

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を相続税の申告期限後5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに所轄税務署へ提出する必要があります。

### 「継続届出書」 の提出

### 後継者の死亡等 「免除届出書」 の提出

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」を提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

#### ◆ 納税が猶予されている相続税の納付が免除される主な場合

(1) 後継者が死亡した場合

(2) 申告期限後5年を経過した後に、この特例の適用を受けた非上場株式等を一定の親族に贈与し、その親族が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例」(6ページ参照)の適用を受ける場合

相続人等が被相続人から過去に一定の「特定受贈同族会社株式等」又は「特定同族株式等」の贈与を受けている場合において、一定の要件を満たすときには、これらの株式等については、この納税猶予の特例を選択することができます(5ページの「3」参照)。

「A」に該当した場合は、猶予された相続税の全額を納付することとなり、この特例の適用は終了します。

納税が猶予されている相続税の全部又は一部と利子税は、左表に掲げる場合となつた日から2か月を経過する日(納税猶予期限)までに納付する必要があります。

なお、利子税の額は、相続税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間(日数)に応じた額となります。

「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている相続税の全額と利子税を納付する必要があります。

また、経済産業大臣の認定を受けた会社も申告期限後5年間は毎年、経済産業大臣に対し一定の書類を提出する必要があります。

